

## [米国判例] プリアンブル部の解釈と実務上の留意事項



[www.harakenzo.com/jpn/gaikoku\\_siryo](http://www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo)  
06-6351-4384(代表)  
iplaw-osk@harakenzo.com



### 1. 判決要旨

- ・クレームのプリアンブル部によってクレーム発明の範囲が限定的に解釈される否かが争われた事件。
- ・米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、プリアンブル部の”*An internally illuminated textile footwear*”という文言が係争クレームのボディ部の先行詞であるかどうか等を踏まえて判断。

### 2. 事件の概要 SHOES BY FIREBUG LLC V. STRIDE RITE CHILDREN’S GROUP LLC 事件 (Fed. Cir No.2019-1622, Decided: Jun 25, 2020)

<前提> プリアンブル部によってクレーム発明の範囲が限定的に解釈されるかどうかは様々な観点で判断される。

- ・クレームに生命、活力、及び、重要性を付与しないプリアンブル部はクレームの範囲を限定しない(MPEP2111.02)。
- ・<<判例紹介>> プリアンブル部によってクレーム発明の範囲が限定解釈されなかった判例(①)、限定解釈された判例(②)。

① ボディ部で発明が十分且つ本質的に規定されている(Pitney Bowes, Inc. v. Hewlett-Packard Co., 182 F.3d 1298, 1305, 51 USPQ2d 1161, 1165 (Fed. Cir. 1999)).

② [Pitney Bowes, Inc. v. Hewlett-Packard Co., 182 F.3d 1298, 1305, 51 USPQ2d 1161, 1165 \(Fed. Cir. 1999\)](#)

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。